

- ◎ 離婚登記の三つの方法：（一）台湾戸政事務所へ本人が登記しに行く。（二）代理委任状で代理人に登記してもらう。（三）各代表処から戸政事務所に転送してもらう。（一）、（二）の場合、必要書類は直接戸政事務所に確認すること。認証してから **30 日以内** に戸政事務所にて手続きをする必要がある。（三）の場合は申請から登記まで **約 1 ヶ月**。必要書類は下記の通り；

**日本籍配偶者との離婚手続きについて（本処から転送する場合）**

**\* 協議離婚以外の場合は本処から転送出来ません。**

<p>需要填寫資料 (申請書等)</p>	<p>1. 文書証明申請書 2. 駐横濱分處登記申請書 3. 離婚登記申請書</p>	<p>1. 文書証明申請書 2. 駐横濱分處登記申請書 3. 離婚登記申請書</p>
<p>需要驗證文件 (認証が必要な書類) <b>横浜の管轄 神奈川県、 静岡県</b>発行の 戸籍謄本 <b>認証費用</b> 1 部につき 2,000 円</p>	<p>4. <b>離婚記載之日本戸籍謄(抄)本正本 1 份+影本 2 份及中文譯本 1 份</b> (請自行翻譯) *核發日期 <b>3 個月</b> 以内。 *若為本處轄區(神奈川県及静岡県)外發行之文件,請先至所屬轄區館處驗證。</p>	<p>3. <b>離婚記載の日本の戸籍謄(抄)本原本 1 通+コピー 2 通と中文翻譯文 1 通</b> (翻譯したものをお持ち下さい。) *発行から <b>3 ヶ月</b> 以内のもの。 *本処管轄(神奈川県及び静岡県)外発行の文書は、事前に管轄内の代表処で認証して下さい。</p>
<p>其他 (その他)</p>	<p>5. <b>結婚記載之台湾戸籍謄本正本 1 份+正反面影本 1 份</b>(核發日期 <b>3 個月</b> 以内。<u>記事欄要有記載,不可省略。</u>) *在台湾出生者務必提出,如在日本出生,在台有設籍者亦請提出。因由本處轉報離婚登記時,無戸籍謄本既無法確認在台戸籍地之戸政事務所所在地。 6. <b>全姓名印章</b> 7. <b>已親簽之中華民國護照</b> (請出示正本+A4 大小影本 3 份) 8. <b>日本在留卡</b> (請出示正本+A4 大小影本 3 份、正反面印在同一面上。) *無在留卡者免附 9. <b>同護照相片尺寸照片 1 張</b> *請在背面註明姓名。</p>	<p>5. <b>結婚記載の台湾の戸籍謄本原本 1 通+両面コピー 1 通</b>(発行から <b>3 ヶ月</b> 以内で <u>記事欄の記載</u>があるもの。) *台湾に戸籍のある方は必ず必要です。日本生まれの方も、戸籍がある方は必ずご提出下さい。戸籍謄本がないと離婚登記の送付先戸政事務所が確定できません。 6. <b>フルネームの印鑑</b> 7. <b>中華民國のパスポート</b> (原本提示+A4 サイズコピー 3 通) 8. <b>在留カード</b> (原本提示+A4 サイズコピー 3 通、表裏が同一面になるようにコピーして下さい。) *お持ちの方のみ 9. <b>パスポートサイズ写真 1 枚</b> *写真裏面に名前を明記して下さい</p>

以上は参考資料であり、関連法規の改定により予告なしに変更されます。